

水 保 第 4 9 7 号
令 和 7 年 7 月 1 日

浄化槽保守点検業者 様
浄 化 槽 清 掃 業 者 様

千葉県環境生活部水質保全課長
(公印省略)

令和6年度の浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告について（依頼）

本県の浄化槽行政につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浄化槽法第49条において、都道府県知事は浄化槽台帳の作成が義務付けられており、保守点検及び清掃の実施状況が台帳に記載すべき事項として規定されているところです。

つきましては、令和6年度における千葉県内の保守点検及び清掃の実施状況を把握するため、同法第49条第2項の規定により情報の提供を求めますので、下記のとおり報告をお願いします。

なお、本調査は、千葉市、船橋市及び柏市の下承を得て実施するものであり、3市分の保守点検情報は、県から当該市に情報提供を行うことを申し添えます。

記

1 報告内容

令和6年度に貴社が保守点検及び清掃を実施した浄化槽の情報

（保守点検情報は千葉市・船橋市・柏市内の浄化槽を含む、清掃情報は千葉市・船橋市・柏市内の浄化槽を除く。）

2 報告方法及び報告先

別添「調査票」及び「記載要領」による

（調査票等については、以下の県ホームページからダウンロード願います。）

「浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/joukasou/jokasohokoku.html>

3 報告期限

令和7年8月29日（金）

連絡先：千葉県環境生活部 水質保全課 浄化槽班 TEL：043-223-3813

○ 浄化槽法（抜粋）

（浄化槽台帳の作成）

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況
- 三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

○ 環境省関係浄化槽法施行規則（抜粋）

（浄化槽台帳の作成）

第五十七条の二 法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
- 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
- 三 保守点検の実施状況に関する事項
- 四 清掃の実施状況に関する事項
- 五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項

2 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者に委託することができる。